



Hyogo Ice Hockey Federation

兵庫県アイスホッケー連盟
平成 27 年度評議員会(総会)

議 案

尼崎スポーツの森・会議室
平成 28 年 5 月 15 日 (日)
13 時開会

開会

会長あいさつ

議長選出

議題

【1】 報告事項

- 1 平成 27 年度事業報告
 - (1) 競技事業委員会
 - (2) 特別事業委員会
 - (3) 強化委員会
 - (4) 普及委員会
 - (5) レフェリー委員会
 - (6) インラインホッケー委員会
- 2 一般報告
 - (1) 国民体育大会
 - (2) その他全国大会
 - (3) 平成 27 年度決算及び会計監査報告
 - (4) その他

【2】 協議事項

- 1 役員の改選について
- 2 平成 28 年度事業計画
 - (1) 競技事業委員会
 - (2) 強化委員会
 - (3) 普及委員会
 - (4) 医科学委員会
 - (5) レフェリー委員会
 - (6) インラインホッケー委員会
- 3 平成 28 年度予算
- 4 その他

閉会

【1】報告事項

1 平成 27 年度事業報告

(1) 競技事業委員会

平成 27 年 6/6～7/25 第 69 回県民大会アイスホッケー選手権大会成年の部（尼崎）

平成 27 年 10/24・25 第 6 回チャレンジカップ

平成 27 年 10/4～平成 28 年 5/7 第 7 回関西オールタイム大会（尼崎）

平成 28 年 1/16 県民体育大会アイスホッケー選手権大会小中学生の部（丹波）

第 1 回兵庫 U9 親善クロスアイスゲーム（丹波）

平成 27 年 8/1・8 アジアリーグ/U-16 West ブロックトライアウト（西宮）

※日本アイスホッケー連盟主催アジアリーグ J-アイスジュニア/U-16 事業は、開催中止となる。

(2) 特別事業委員会

平成 27 年 8/23 創立 30 周年記念式典・祝賀会開催（ANA クラウンプラザホテル神戸）

(3) 強化委員会

〈国体成年〉

成年・少年強化指定選手 A・B 5/16・5/30・6/7・6/21・7/5・7/19
8/8・8/22・8/29・9/5・9/12・9/26（西宮）

代表チーム練習 10/3・10/10・10/17・10/24・10/31
11/7・11/14・1/9・1/16・1/23（尼崎）

対外試合 11/21 VS 和歌山県（尼崎）

〈国体少年〉

代表強化練習 5 月～9 月 西宮において成年との合同練習 計 12 回
10 月～3 月 丹波、神戸において 計 17 回
※うち合宿は、丹波で 2 回

大会参加 第 13 回中四国・関西高校生アイスホッケー競技会（10/31・倉敷）

対外試合 関学大、近畿大、代表 OB 等 計 3 試合

(4) 普及委員会

ジュニア育成事業は、各地区でのジュニア競技者を増加させるための事業を展開した。

- ① ひょうご西宮アイスアリーナジュニアアイスホッケー教室（5 月～9 月、月 4 回土曜日、合計 20 回開催）
- ② 尼崎ジュニアアイスホッケー教室（10 月～3 月、前期後期各 10 回、合計 20 回開催）
- ③ アンリシャルパンティエスケート体験教室（4 月及び 11 月～3 月、月 4 回を 5 か月開催、及び模擬試合体験会を 12 月に 2 回開催）
- ④ PI リンク主催アイスホッケー教室において、指導業務を受諾、指導員派遣・防具提供（11 月～3 月、計 13 回開催）
- ⑤ 姫路セントラルリンクにて開催の土曜ホッケー教室開催支援

(5) レフェリー委員会

県内大会への審判派遣 県民大会/ポートアイランドリーグ/チャレンジリーグ

近畿地区大会への審判派遣 関西実業団リーグ/関西学生リーグ/関西インカレ

全国大会等への審判派遣 J-ICE ウェスト/国体/全日本女子 B
アイススレッジホッケー国内クラブ選手権
その他練習試合/定期戦への審判派遣

(6) インラインホッケー委員会

第 17 回関西インラインホッケーリーグ開催 5/10・24 (丹波)
参加 A プール 6 チーム、B プール 5 チーム、L プール 2 チーム
全日本選手権 B プール 近畿予選 6/7 (丹波) 参加 4 チーム
全日本選手権 B、L プール 本戦 (丹波) 7/18～19
参加 B プール 9 チーム、L プール 6 チーム
エンジョイフルワンデイクップ開催 8/2 (丹波) 参加 11 チーム ※連盟未公認試合
ウェストジャパンインラインホッケーチャンピオンシップ 9/19～21 (丹波)
参加 A プール 5 チーム、B プール 4 チーム、L プール 3 チーム

2 一般報告

(1) 国民体育大会

〈成年の部〉

第 70 回 (第 71 回冬季) 国民体育大会冬季大会近畿ブロック大会アイスホッケー競技会
11/28～12/6 (大阪府)
成年の部 優勝
1 回戦 兵庫県 20-0 奈良県
2 回戦 兵庫県 7-6 京都府
決勝戦 兵庫県 3-1 大阪府
最終順位 1 位 兵庫県、2 位 大阪府、3 位 京都府、4 位 滋賀県 (4 位まで本大会出場)
5 位 和歌山県、6 位 奈良県

第 71 回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会 (いわて国体)

1/27～1/31 岩手県盛岡市
ベスト 16
1 回戦 兵庫県 7-2 岡山県
2 回戦 兵庫県 1-13 東京都
1 位 東京都、2 位 神奈川県、3 位 栃木県、4 位 青森県、
5 位 北海道、6 位 愛知県、7 位 大阪府、8 位 長野県

〈少年の部〉

第 71 回国民体育大会北信越・東海・近畿ブロック大会アイスホッケー競技会
12/19・20 (長野)
1 回戦 兵庫県 1-7 大阪府 敗退により本大会出場獲得なし

(2) その他全国大会

第 10 回全日本少年アイスホッケー大会中学生男子の部 3/26～29 (釧路)
予選リーグ 兵庫県選抜 0-16 青森県選抜
兵庫県選抜 0-7 長野県選抜

第 10 回全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会 12/20～22（日光）

1 回戦 兵庫県選抜 1 - 2 札幌選抜

順位戦 兵庫県選抜 6 - 0 中四国・九州選抜

兵庫県選抜 2 - 1 長野県選抜

第 11 回風越カップ全日本アイスホッケー大会小学生の部 3/26～29（軽井沢）

予選リーグ 兵庫県選抜 0 - 5 栃木県選抜

兵庫県選抜 2 - 12 札幌選抜

兵庫県選抜 4 - 6 宮城県選抜

(3) 平成 27 年度決算及び会計監査報告

平成27年度会計報告
平成27年4月1日～平成28年3月31日

(単位:円)

収入の部

	内 訳	金 額
連盟登録料	個人・チーム登録料	3,647,000
県補助金	国体選手強化・育成補助・ブロック大会及び本大会旅費補助	4,550,080
事業収入	各種大会・普及教室・ひょうごスケート受託事業	10,326,980
その他収入	預金利息	1,190
収入計		18,525,250

支出の部

	内 訳	金 額
分担金	日本アイスホッケー連盟	1,384,980
会費	兵庫県体育協賛金	60,000
国体成年・少年強化費	練習費用・ブロック大会及び本大会旅費等	4,195,712
強化普及	大学・U16・女子・中学・小学	1,188,270
事業費	リンク利用費	3,196,900
	大会等事業運営費	3,530,460
会議費	会議室利用料他	15,558
事務局費	印刷製本費・通信費・30周年事業費・HPサーバー利用管理費他	795,600
旅費	理事会・担当者会旅費	362,124
	講師等依頼旅費	58,320
交際費	講演会等参加費	31,100
備品購入費	電光掲示板等修繕費(部品購入)	44,520
HP作成費	初期作成・設定料	248,400
賠償保険加入費	主催者(施設)賠償保険料	56,960
手数料	振込手数料他	40,176
支出計		15,209,080

収支決算報告

当期収入	18,525,250
繰越金	△ 114,036
当期収入合計①	18,411,214
当期支出合計②	15,209,080
次期繰越金(①－②)	3,202,134

上記のとおり報告いたします。

平成28年4月10日

会計担当 足立 優

上記の決算内容に対し監査を行った結果、適正に処理されていることを確認しました。

平成28年4月10日

監事 中井 洋

平成27年度会計報告[インライン]

平成27年4月1日～平成28年3月31日

(単位:円)

収入の部

	内 訳	金 額
連盟登録料	個人・チーム登録料	316,000
事業収入	KIHL・全日本予選・全日本大会BLリーグ・ウエストジャパン他	2,416,802
その他収入		125
収入計		2,732,927

支出の部

	内 訳	金 額
分担金	日本アイスホッケー連盟	96,750
大会事業費	KIHL・全日本予選・全日本大会BLリーグ・ウエストジャパン	2,175,783
旅費	役員他	13,040
備品購入費		32,400
その他	手数料他	5,832
支出計		2,323,805

収支決算報告

当期収入	2,732,927
繰越金	444,200
当期収入合計①	3,177,127
当期支出合計②	2,323,805
次期繰越金(①-②)	853,322

上記のとおり報告いたします。

平成28年4月10日

会計担当 足立 優



上記の決算内容に対し監査を行った結果、適正に処理されていることを確認しました。

平成28年4月10日

監事 中井 洋



(4)その他

【2】協議事項

1 役員の改選について

2 平成 28 年度事業計画

(1) 競技事業委員会

平成 28 年 6/4～7/17 第 70 回兵庫県民大会アイスホッケー選手権大会（西宮）

平成 28 年 10 月下旬～平成 29 年 5 月上旬 第 8 回関西オールタイム大会（尼崎）

平成 28 年 10 月下旬 第 7 回兵庫チャレンジカップ（丹波）

平成 29 年 1 月 県民体育大会小中学生の部（丹波）・U9 親善クロスアイス大会

※日本アイスホッケー連盟主催アジアリーグ J-アイスジュニア U-16West は開催未定

(2) 強化委員会

〈国体成年〉

成年・少年強化指定選手 A・B 6 月～9 月（西宮 10 回）

代表チーム練習 10/1・8・15・22・29、11/5・12・19、1/7・14・21 日（尼崎）

県外遠征 未定、 対外試合 予定

＊強化指定選手 A：兵庫県代表選手経験者ならびに代表監督が推薦する選手

＊強化指定選手 B：兵庫県在住もしくは勤務先ならびに学校に在籍する選手

（代表監督に事前申請が必要）

〈国体少年〉

成年・少年強化指定選手 A・B 6 月～9 月、（西宮 10 回）

県外遠征 西日本高校生大会等参加（倉敷）

県内練習 10 月～平成 29 年 3 月 25 回程度（合宿含む） 丹波、神戸、西宮

〈小中学生及び女子〉

各全日本大会出場にかかる役員旅費の補助・各代表強化にかかるリンク使用料の補助

〈その他〉

スプリングカップ 4/9～29（尼崎）

神戸大学 甲南大学 大阪大学 近畿大学 桃山学院大学 関西大学第一高等学校

(3) 普及委員会

ジュニア育成事業 前年度同様の企画を展開予定

情報公開・広報事業 ホームページによる組織、活動の紹介

H,C 栃木日光アイスバックスによるホッケースクール（尼崎）5/2～5/4（連盟協力）

(4) 医科学委員会

第 71 回国民体育大会近畿ブロック大会 ドクター派遣

(5) レフェリー委員会

県内大会への審判派遣 県民大会/ポートアイランドリーグ/兵庫チャレンジリーグ等

近畿地区大会への審判派遣 関西実業団リーグ/関西学生リーグ/関西インカレ

全国大会等の審判派遣・練習試合等の審判派遣・審判技術向上活動（レフェリークリニック等）

(6) インラインホッケー委員会

第 18 回関西インラインホッケーリーグ開催 5/8・22・29（丹波）

全日本大会近畿ブロック予選 Bプール	6/8 (丹波)
第 18 回全日本選手権大会 (B・L)	7/16～28 (丹波)
エンジョイフルワンデイ	8/7 (丹波)
ウエストジャパンインラインホッケーチャンピオンシップ	9/17～19 (丹波)
その他、レフリーの育成、来期以降の選手強化及び普及に対する事業計画策定を行う	

3 平成 28 年度予算案

平成28年度予算案
平成28年4月1日から平成29年3月31日

(単位:円)

収入の部

	内 訳	金 額
連盟登録料	個人・チーム登録料	3,300,000
県補助金	国体選手強化・育成補助・ブロック大会及び本大会旅費補助	3,500,000
事業収入	各種主催大会・ジュニア普及教室・ひょうごスケート受託事業	10,000,000
その他収入	預金利息	2,000
収入計		16,802,000

支出の部

	内 訳	金 額
分担金	日本アイスホッケー連盟	1,300,000
会費	兵庫県体育協負担金	60,000
国体成年・少年強化費	強化練習費用・ブロック大会及び本大会旅費等	3,800,000
強化普及	大学・U16・女子・中学・小学	1,600,000
事業費	大会等主催事業運営費・リンク利用料	7,500,000
会議費	近畿ブロック会議他	50,000
事務局費	印刷製本費・通信費・サーバー利用管理料他	650,000
旅費	理事会・担当者会旅費他	450,000
交際費	講演会等参加費	40,000
備品購入費	U9用ゴール・大会オフィシャル用PCプリンター・代表ユニホーム他	900,000
消耗品費	大会開催及び普及教室用パック等消耗品購入	150,000
保険加入費	主催者(施設)賠償保険料・役員他傷害保険料	130,000
手数料		40,000
予備費		132,000
支出計		16,802,000

平成28年度予算案[インライン]
平成28年4月1日から平成29年3月31日

(単位:円)

収入の部

	内 訳	金 額
連盟登録料	個人・チーム登録料	280,000
事業収入	KIHL・全日本予選・全日本大会BLリーグ・ウエストジャパン他	2,400,000
その他収入		1,000
収入計		2,681,000

支出の部

	内 訳	金 額
分担金	日本アイスホッケー連盟	80,000
事業費	KIHL・全日本予選・全日本大会BLリーグ・ウエストジャパン他	2,300,000
旅費	役員他	40,000
会議費		20,000
旅費補助	国際大会参加選手旅費補助	200,000
手数料		10,000
予備費		31,000
支出計		2,681,000

4 その他

兵庫県アイスホッケー連盟規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 この団体は兵庫県アイスホッケー連盟（HYOGO ICE HOCKEY FEDERATION）（略号 HIHF）と云う。

(事務所)

第2条 この団体は事務所を 〒668-0047 兵庫県豊岡市三坂町4番7号（新田理 気付）に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この団体は兵庫県におけるアイスホッケー（インラインホッケーを含む）加盟団体を統轄し、かつこれを代表する唯一のアマチュア団体であって、相互融和連絡並びにアイスホッケーの健全なる普及および、振興を図り、広く県民の心身の発展と体育文化の昂揚に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この団体は前条の目的達成をするため、次の事業を行う。

- (1) 兵庫県におけるアイスホッケーの普及奨励および指導者の養成
- (2) アイスホッケーに関する兵庫県選手権大会の開催及び必要と認める競技会の主催又は後援
- (3) アイスホッケーに関する国内競技会及び日本アイスホッケー連盟等に対する代表参加者の選定及び派遣
- (4) 兵庫県におけるアイスホッケーのアマチュア精神の確立
- (5) アイスホッケーに関する調査研究
- (6) アイスホッケーに関する選手の競技力の向上
- (7) アイスホッケーに関する審判員の養成及びその資格の推薦
- (8) アイスホッケーに関する役員、競技者又は団体の表彰
- (9) 日本アイスホッケー連盟に対し、兵庫県のアマチュアアイスホッケー界を代表して加盟すること
- (10) 兵庫県体育協会に対し、アマチュアアイスホッケー界を代表して加盟すること
- (11) アイスホッケーに関する資料の収集保存及び刊行物発行
- (12) その他この団体の目的を達成するに必要な事業

第3章 役員

(役 員)

第5条 この団体には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名以内
- (5) 理事 15名以内
- (6) 監事 2名以内

(役員を選定)

第6条 会長は評議員会により推挙され決定する。

- (1) 副会長・理事長・監事は会長により選任される。
- (2) 理事は理事長により選任される。
- (3) 副理事長は理事の互選により選任される。

(役員職務)

第7条 会長はこの団体の業務を総括し、この団体を代表する。

- (1) 会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、副会長がその職務を代理し、またはその職務を行う。
- (2) 理事長は会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき団体の業務を掌握する。
- (3) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理し、またはその職務を行う。
- (4) 理事は理事会を組織して、この団体の業務を決議し執行する。
- (5) 監事はこの団体の財産及び理事の業務執行状況を監査する。

(役員任期)

第8条 この団体の役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし連続3期を超えて同職に再任はできないこととする。

- (1) 補欠または増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- (2) 役員はその任期終了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員解任)

第9条 役員は次の各号の一つ以上に該当するときは、理事現在数および評議員現在数のおおの3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 名誉会長・顧問・参与

(名誉会長・顧問・参与)

第10条 この団体に名誉会長・顧問・参与を若干名置くことができる。

- (1) 名誉会長は理事会および評議員会の推薦に基づき会長が委嘱する。名誉会長は会議に出席し意見を述べることができる。
- (2) 顧問は、この団体の会長または副会長であった者およびアイスホッケーに関する功労者の中から理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。
- (3) 参与は理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。参与は理事会の諮問に応ずる。

第5章 会議

会議(評議員会)

第11条 評議員会は年1回以上開催し、次の運営に関する重要事項を審議する。

- (1) 規約の制定および改正
- (2) 会長の選任
- (3) 事業計画及び収支予算について
- (4) 事業報告及び収支について
- (5) 加盟・脱退・賞罰に関して
- (6) この団体の解散に関する事項
- (7) その他この団体の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものに助言する。評議員会は必要に応じ会長が招集する。

(理事会)

第12条 理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・理事をもって構成する。理事会はこの団体の運営に関し審議決定し、次の事項を討議する。

- (1) この団体の事業の企画及びその遂行に関する事項

- (2) アイスホッケーに関する県内競技会及び日本アイスホッケー連盟等に対する代表参加者の選考及び推薦
 - (3) 会長・副会長・名誉顧問・参与の推薦
 - (4) 専門委員会設置に関する事項
 - (5) その他この団体の運営に関する事項
- (招 集)

第 13 条

- (1) 評議員会は会長が招集し、少なくとも 10 日前に日時、場所、その会議の目的なる事項を評議員あてに通告する。
 - (2) 理事会は会長の承認を経て理事長が招集する。
 - (3) 会長が必要と認めた場合、又は理事構成員の 3 分の 1 以上から会議に討議すべき事項を示し、招集を請求されたときは、その請求のあった日から 21 日以内に臨時評議員会又は臨時理事会(を招集しなければならない。
- (定足数)

第 14 条

- (1) 評議員会の定足数は構成員の 3 分の 2 以上とし、理事会は構成員の過半数とする。ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した欠席者は出席者とみなす。
 - (2) 評議員会、理事会の議事はこの規約に別段定めのある場合を除くほか、出席者の過半数をもって可否同数のとき議長が決するところによる。
- (議事録)

第 15 条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上の署名捺印の上これを保管する。

第 6 章 専門委員会

(総務委員会)

第 16 条 日本アイスホッケー連盟並びに関係各機関との連絡・折衝に関する事項、本連盟の規約の研究・審議・立案等に関する事項、組織の統括・人事に関する事項、会議に関する事項、式典・行事等の企画準備・実施に関する事項、物品の調達、管理に関する事項、祥章・記章の作成に関する事項、役員の派遣出張に関する事項、その他、他委員会に属しない事項

(普及事業委員会)

第 17 条 普及指導に関する行事・催物の企画実施に関する事項、指導者の養成および研修に関する事項、指導書・テキスト等の作成、小・中学生等学童に対する普及指導

(強化委員会)

第 18 条 競技力の向上に関する基本方針の作定、各種強化事業の企画と運営、コーチ養成に関する事項、コーチ会議・研修会の企画・実施、強化指導書の作成、県外派遣コーチ・選手の選考に関する事項

(競技事業委員会)

第 19 条 年間競技日程の作成、本連盟主催・主管の各競技会の企画運営に関する事項、各種競技会の規程・要項等の審議・立案・作成に関する事項、競技役員・補助役員等の掌握・招集に関する事項、登録資格に関する事項

(レフェリー委員会)

第 20 条 競技規則の研究・審判員の組織の確立および統括に関する事項、審判員の指導・技術向上に関する各種事業の企画・実施に関する事項、審判員の公認に関する事項、日本アイスホッケー連盟レフェリー委員会との連絡折衝に関する事項

(その他の委員会)

第21条

- (1) この連盟の事業遂行のために必要があるときは、理事会の決議に基づき第16条から第20条までに規定する委員会以外の委員会を置くことが出来る。
- (2) 前項の規定にない委員会の運営に関する規則は理事会の決議を経て定める。

第7章 加盟団体および加盟

(加盟)

第22条 次に掲げる団体で、この団体の趣旨に賛同するものは理事会、評議員会における承認を得て加盟団体となることが出来る。

(資格喪失)

第23条 加盟団体は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

(脱退)

第24条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の承認を経なければならない。

(除名)

第25条 加盟団体が次の各号の一つ以上に該当するときは、評議員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) この団体の加盟団体としての義務に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、またこの団体の目的に違反する行為のあったとき。
- (3) 加盟金及び登録料を滞納したとき。
- (4) アマチュア資格を失ったとき。

(負担金)

第26条 加盟団体は毎年別に定める加盟金及び登録料を納入するものとする。既納の加盟金及び登録料はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第8章 登録及び登記会員

(登録)

第27条 本連盟の登録は加盟団体登録と会員登録の2本立てとし毎年更新するものとする。

(加盟登録の種類)

第28条 加盟団体及び会員登録を下記の通りとする。登録料は細則により別に定める。

◇ チームカテゴリー

一般	社会人・大学同好会
オールドタイマー	(オールドタイマー委員会が規定)
大学	大学
高校	高校生・高校とクラブチーム
中学	中学生・中学とクラブチーム
小学生以下	小学生以下・小学生とクラブチーム
女子	女子のみのチーム
加盟団体	チームに所属していない連盟役員のみ

◇ 個人

18 歳以上	当該年 4 月 1 日に満 18 歳を迎えているもの
15 歳以上、18 歳未満	当該年 4 月 1 日に満 15 歳を迎えていて満 18 歳に満たないもの
15 歳未満	当該年 4 月 1 日に満 15 歳に満たないもの

◇ レフェリー

18 歳以上男子	当該年 4 月 1 日に満 18 歳を迎えているもの
18 歳以上女子	
18 歳未満男女	当該年 4 月 1 日に満 18 歳に満たないもの

(登記会員の登録)

第 29 条 加盟団体の地域内に居住または勤務するものでアイスホッケー競技を愛好し、しかも加入団体の登録会員でない者は加盟団体の資格審査を経て直接その加盟団体に登録することができる。

(会員の所属団体)

第 30 条 会員が所属する団体はいかなる場合も一つに限られる。

(登録規定違反)

第 31 条 加盟団体及び会員が登録規定に違反した場合 1 年を限度とする加盟団体資格及び会員資格の停止または保留処分を科することがある。

第 9 章 規約の変更ならびに解散

(規約の変更)

第 32 条 この規約は評議員出席人員の 3 分の 2 以上の議決を経なければ変更できない。

(解 散)

第 33 条 この団体の解散は、理事現在数および評議員現在数のおおの 4 分の 3 以上の議決を受けなければならない。

第 10 章 会計

(経費の支弁)

第 34 条 本連盟の経費は加盟団体負担金、県または公共団体よりの補助金、本連盟の目的に協賛するものよりの寄付金、事業収入およびその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第 35 条 この団体の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 11 章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第 36 条 この団体の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿・会員名簿・その他
- (3) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (4) 官公署往復書類
- (5) 理事会・評議員会の議事に関する書類
- (6) その他必要な書類及び帳簿

前項の書類及び帳簿は 5 年以上保存しなければならない。

(職員)

第 37 条 この団体の事務を処理するため事務局を設け職員を置くこともある。職員は会長が任免する。職員は有給とする。事務局に関する規定は理事会の議決を経て別に定める。

(細 則)

第 38 条 この規則の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。ただし、従前の兵庫県スケート連盟に属したアイスホッケー部門の権利、義務の一切はすべてこの団体が継承する。

第 39 条 本規約は昭和 60 年 5 月 1 日より之を施行する。

第 40 条 この団体の設立当初における理事・監事・評議員は次のとおり

理事 名執一雄 日野耕太郎 中井洋 表敏一 渡辺真一郎 泉川謹之助 松宮良樹 西村正雄
松原直樹 梅本匡 佐々木史郎 福島国弘

監事 天羽徳之助

評議員 泉宏 黒川一郎 岡田好史 殿界正久 袴田剛 宮崎裕司 小田和男 宮崎久彦
坂田英樹 蓮池一晃 林秀和 橋田昌久 小林三千男 平松一夫 畝村繁 中塚洋子

兵庫県アイスホッケー連盟規約 細則

(目 的)

第1条 連盟規約第39条に基づき本連盟の組織運営に関する細部を規定する。

(加盟手続)

第2条 新たに加盟を希望する組織団体は次の書類を提出しなければならない。

名称、規約、役員・会員名簿（氏名・現住所・電話・職業等）連絡事務所責任者。

学生団体にあつては当該大学の承諾書。

(加盟団体)

第3条 加盟団体とは連盟規約第22条に定めるアイスホッケー同好者10人以上をもって組織された本細則に基づき加盟登録したものをいう。

(加盟承認)

第4条 本連盟への加盟を希望する組織団体は理事会・評議員会の承認を必要とする。但し、緊急を要するときは、理事会が加盟を認めることが出来る。

(登録申請)

第5条 登録申請は加入団体ごとに、書面により本連盟に提出しなければならない。

(加盟金及び登録料)

第6条 加盟金及び登録料は次の通りとし、本連盟に納められる、既納の加盟金及び会員登録料は如何なる理由があつても返還しない。加盟金及び登録料は当該年度により変更することもある。

◇ チームカテゴリー

	アイスホッケー	インライン
一般	30,000 円	6,000 円
オールドタイマー	30,000 円	6,000 円
大学	25,000 円	6,000 円
高校	25,000 円	5,000 円
中学	25,000 円	5,000 円
小学生以下	25,000 円	5,000 円
女子	30,000 円	6,000 円
加盟団体	0 円	0 円

◇ 個人

	アイスホッケー	インライン
18 歳以上	6,000 円	2,000 円
15 歳以上、18 歳未満	5,000 円	2,000 円
15 歳未満	4,000 円	1,000 円

※ただしオールドタイマーの個人登録費は 3,000 円とする

◇ レフェリー

18 歳以上男子	2,000 円
18 歳以上女子	1,000 円
18 歳未満男女	0 円

(所属団体の変更)

第7条 会員が所属加盟団体を変更するときは、その加入団体の承認を得なければならない。会員の移動で加入団体が変わる場合は、新所属加入団体へ前所属団体の“登録変更承諾書”を提出しなければならない。所属加入団体が承諾書の発行を拒み、これを不当と考える会員は本連盟へ提訴することが出来る。提訴された件に関し、理事会に於いて審議し決議する。

(資格の取消し)

第8条 会員がアマチュア資格を失ったときは直に登録を取消す。

(参 与)

第9条 参与は本連盟の理事を3期以上つとめたもの、または兵庫県のアイスホッケー界に功労のあった者の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

(評議員の推薦)

第10条 加盟団体は各団体より1名の評議員を推薦しなければならない。ただしオールドタイマーは除く。

(評議員の補欠)

第11条 理事に選任された評議員の推薦加盟団体は評議員を補充しなければならない。理事は評議員を兼ねる事はできない。

(評議員会)

第12条 評議員会は会長・副会長・理事長・副理事長・理事・評議員をもって構成する。会長は議長となる。評議員会は年1回以上開催する他、次期会長の選出に伴う定期評議員会を開催する。なお、必要に応じ臨時評議員会を開催することが出来る。

(専門委員)

第13条 専門委員は加盟団体の申請により理事会の承認を得て会長が委嘱する。他に必要あれば理事会の承認を得て登録会員の中から若干名の委員を委嘱できる。

(専門委員会)

第14条 連盟規約第六章に基づき各委員会は次の要領で実施する。

- (1) 各部門委員会はそれぞれ必要な専門委員を以って構成する。
- (2) 各部門委員会は委員長が招集し、議長となる。委員会開催の都度、理事長に報告しなければならない。会長・理事長・理事はこれに出席して意見をのべることができる。
- (3) 各部門委員会がそれぞれ所管事項の業務遂行に緊急を要するときは、委員長は理事長の承認を得てこれを専決処理することが出来る。
- (4) 各部門委員会における審議または決定案は、理事会の承認を得た上で決定する。
- (5) 各専門委員会の委員長は、理事により選任される。

(賛助会員)

第15条 アイスホッケー競技を愛好し、健全なる普及発達を計り県民スポーツの啓発高揚を期し、本連盟の発展に賛助される方を賛助会員とする。

(理事長の専決処理)

第16条 緊急の必要があるとき、理事長は会長の承認を得て専決処理することが出来る。この場合最近の理事会に報告しなければならない

(競技会開催権)

第17条

- (1) 加盟団体は本連盟主催・主管または後援の各種行事に所属の会員を参加させ、またはその地域において本連盟公認の競技会を開催することができる。
- (2) 加盟団体は本連盟主催の競技会を共同主催または主管のもとに開催することが出来る。
- (3) 公式競技については別に定める競技規定によって行われる。
- (4) 日本アイスホッケー連盟主催の有料大会またはそれに準ずる大会を兵庫県アイスホッケー連盟が主管する場合には、所属チームに対し、運営支援を求めることができる。

(日本アイスホッケー連盟評議員)

第18条 日本アイスホッケー連盟定款施行細則第7条により理事会に於いて評議員を選出し、推薦しなければならない。

(附 則)

第 19 条

- (1) 本連盟の加盟団体及びその会員は、日本体育協会及び日本アイスホッケー連盟のアマチュア規定ならびに本連盟の規約、規約細則を遵守せねばならない。
- (2) 本細則は兵庫県アイスホッケー連盟規約と共に施行する。
- (3) この規約細則は改定規約及び細則施行の日（平成 9 年 8 月 31 日）から施行する。
- (4) 一部変更された内容を含むこの規約細則は改定規約及び細則変更承認日（平成 24 年 5 月 6 日）から施行する。
- (5) 一部変更された内容を含むこの規約細則は平成 25 年 5 月 19 日の総会において改定規約及び細則の変更承認後、平成 25 年 4 月 1 日にさかのぼって施行する。
- (6) 一部変更された内容を含むこの規約細則は改定規約及び細則変更承認日（平成 26 年 4 月 20 日）から施行する。

HIHF
兵庫県アイスホッケー連盟
<http://hyogoihf.jp/>